

経理ご担当者様

特定商工業者負担金の納入について（ご依頼）

平素は、当商工会議所事業の運営に、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度の特定商工業者負担金を納入していただく時期になりましたので、「特定商工業者法定台帳を当所にご提出いただいている事業所」におかれましては、下記のいずれかにより納入くださいますようお願い申し上げます。

なお、負担金の金額は、「3,000円」です。

（1）『預金口座振替』をご利用の方

11月19日(月)に貴事業所ご指定の口座から振り替えさせていただきます。

（ご不明の点などがございましたら下記までお問い合わせください）

- ※ 通帳記帳表示は、「**RK・カイギシヨカイヒ**」となります。
（常陽銀行をご利用の方は「リソナケツサイサービス」となります）
（ゆうちょ銀行をご利用の方は「リソナK. S.」となります）
- ※ 商工会議所会費を口座振替にて納入頂いている事業所が対象となります。
- ※ 領収証は、12月中旬頃までにご郵送させていただきます。

（2）金融機関又は当所窓口で納入される方

10月1日付で当商工会議所より送付させていただいた「振込依頼書」により、**11月19日(月)**までに最寄りの金融機関、又は当商工会議所窓口で納入をお願いいたします。

- ※ お振込の手数料につきましては、恐れ入りますがご負担くださいますようお願い申し上げます。
なお、商工会議所会費並びに負担金の納入方法に「預金口座振替」をご希望の方は、下記までご連絡ください。
「預金口座振替」は手数料がかかりません。是非ご利用ください。
- ※ 預金口座振替は、次回以降からの手続きとなります。
今回請求分につきましては金融機関、又は当所窓口での納入をお願いいたします。

特定商工業者制度について

商工会議所は、「商工会議所法」に基づく会員組織であるとともに、地域内商工業の総合的な発展と社会一般の福祉増進を図ることを目的とする経済団体です。

商工会議所法には、会員、非会員を問わず一定規模以上の企業（特定商工業者）に登録（法定台帳の提出）と経費負担（負担金の納入）をいただき、地域の商工業の実態把握を行いデータ活用することを目的とした「特定商工業者制度」が設けられております。

【特定商工業者の該当基準】

毎年、4月1日現在において、それまで6カ月以上引き続き草加市内に本社をはじめ支店、営業所、事務所、工場、事業場等を有する商工業者のうち、以下のいずれかに該当する方が会員・非会員を問わず草加商工会議所管轄の対象事業所となります。

- ・ 4月1日現在における草加市内の営業所等で、常時使用する従業員数が20人以上（商業・サービス業は5人以上）の事業所
- ・ 4月1日現在における資本金額または払込済出資総額が300万円以上である事業所

【商工業者法定台帳】

特定商工業者に該当される方々には「商工業者法定台帳」の提出をお願いしております。また、既にご登録いただいている内容の確認・訂正をお願いしております。

ご登録いただいたデータは、国・地方公共団体に対する調査の回答や他地区からの照会等に活用させていただきます。

なお、記載内容について、個別公表することはありません。

【負担金】3,000円（年額）

商工業者法定台帳の作成、管理および運用に要する経費に充当いたします。

負担金を納入いただいた特定商工業者は、3年に一度行われる草加商工会議所1号議員の選挙において選挙権1個が得られます。（所定の期日までに納入いただくことが必要です）

特定商工業者制度に関するお問い合わせは

草加商工会議所 事業管理室 管理グループ

TEL 048-928-8111